

# 社会福祉法人健寿会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健寿会（以下、「法人」という。）の役員・評議員の報酬及び費用弁償について、必要事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程で役員とは、社会福祉法人健寿会定款（以下、「定款」という。）の定めにより選任された理事及び監事をいう。

- 2 この規程で評議員とは、定款の定めにより選任された評議員をいう。
- 3 報酬は、役員及び評議員の職務執行の対価として支給されるものである。

## (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事会に出席した理事及び監事に対して、別表1に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。

- 2 評議員会に出席した評議員及び役員に対して、別表1に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。
- 3 支給方法は、出席の都度、現金にて支給する。

## (役員の業務報酬等)

第4条 理事長は、定款に基づき、法人及び事業所（法人が経営する施設及び事業所を「事業所」という。）の経営内容及び業務内容等を常に把握し、必要な業務等を実施しなければならないことから、別表2に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。

- 2 理事及び監事が、定款に基づく経営業務に従事したときは、別表2に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。
- 3 支給の方法等は、前各項とも当法人職員給与規程に準ずるものとする。

## (出張旅費)

第5条 役員が、法人及び事業所の経営業務のため出張する場合は、別表3に基づく報酬及び当法人旅費規程により旅費を支給することができる。

- 2 旅費は、基本として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができる。

## (改正)

第6条 本規程を改定する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条）

名 称	報 酬	費用弁償
理事会	日額 5, 000円	実費額とする。 但し、自家用車の場合は、 1kmあたり30円とし て、計算する。
評議員会	日額 5, 000円	

(別表1・別表2 注釈)

- \* 別表1・別表2とともに、費用弁償の内、自家用車利用の場合、原則走行距離（往復）30km以上の利用について支給するものとする。

別表2（第4条）

名 称	報 酬	費用弁償
理事長	月額 500, 000円	
業務執行理事	月額 50, 000円 ～300, 000円	給与規程第16条の通勤手 当条項により支給する。
その他の理事及び監事	日額 5, 000円	実費額とする。 但し、自家用車の場合は、 1kmあたり30円とし て、計算する。

(別表2 注釈)

- \* 理事長が、施設長を兼ねる場合は、施設長としての職員給与が支給されることから、理事長としての報酬額は、月額 100, 000円とする。
- \* 業務執行理事を定めた場合の報酬額は、実際の雇用条件及び職務内容から別表2 の額内で、評議員会にて、都度定める。

別表3（第5条）

報酬	旅費
日額 5, 000円	「旅費規程」による

(別表3 注釈)

- \* 理事長が、施設長を兼ねる場合、報酬は、支給しないものとする。